

公益財団法人東京都福祉保健財団基本財産管理規程

平成24年4月1日
規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都福祉保健財団定款（以下「定款」という。）第5条第3項の規定に基づき、公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）の基本財産の管理について必要な事項を定め、もって基本財産の適正かつ効率的な管理に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 基本財産の管理については、定款及び公益財団法人東京都福祉保健財団財務規程（平成14年規程第8号）の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(管理責任者)

第3条 基本財産の管理責任者は、理事長とする。

(管理方法)

第4条 基本財産の管理は、次の各号に掲げる方法により、安全かつ有利に行わなければならない。

- (1) 預貯金
- (2) 貸付信託及び金銭信託（元本補てん契約により元本が保証されるものに限る。）
- (3) 国債、政府保証債、地方債等
- (4) その他理事長が認める方法

(基本財産の処分及び担保への提供)

第5条 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき並びに基本財産を担保の用に供しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(基本財産の果实)

第6条 基本財産から生ずる果实は、公益目的事業及び管理運営費用に充当するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。